

モロッコの伝統的地下水路 ハッターラ — 将来の展望と農民組織 —

The Future Prospects of Khattara and Roles of Organization of Water Users

大島 圭子
Keiko OSHIMA

Summary

The management of Khattara has been practiced by traditional Khattara organization since its construction. However, in recent years, new Khattara management organizations called “Association”, have been activity formulated in Tafilalet region by ORMVA/TF (Regional Authority for Agricultural Development in Tafilalet) who has been promoting establishment of Associations for the Khattara management since 2000 in cope with high demand on financial assistance for Khattara rehabilitation in the region, with the aim of assisting maintenance and rehabilitation works by traditional Khattara organizations. I found a relationship between traditional Khattara organizations and newly formulated Associations hold a key for sustainable utilization of Khattara.

This paper focuses on the following two major aspects for seeking future prospect of Khattara management.

1. Present condition of Associations
2. Relations between Associations and traditional Khattara organizations

はじめに

乾燥-半乾燥地域において、水問題は直接「生」に関わってくる。それゆえ、水資源開発は慎重に行われるべきである。モロッコ南東部、年間降水量200mm以下に属するタフィラルト地方には、画期的な地下水開発の在来技術であるハッターラ (khattāra、山麓部の浅層地下水を、地下水路で重力によって地表まで導水する地下水利用システム) が古くから発達しており、オアシスに住む人々の生活を支えてきた¹⁾。ハッターラは水源水位の低下を原因とする水源の枯渇や、代替水源としての深井戸利用の拡大によって存在意義が低

下し、その大多数がすでに放棄され存続が危ぶまれている。しかしながら建設に必要とされる労働力や費用は莫大であるものの、一度建設してしまえば自然流下で導水するため、動力を必要とせずに継続的に水を得ることが可能である。そのうえ環境負荷が低く水源の過開発を防ぐことができること、などの利点があり、ハッターラ集中地域のひとつであるタフィラルト地方では190本程度のハッターラが現在でもオアシスに水を供給している。

水利権保有者の役務提供と費用負担に基づくハッターラの維持管理作業は、慣習法に則ってこれまで繰り返し住民によって実施され、住民の手による自主的管理システムが確

立してきた[大島 2001]。しかし、老朽化や、近年続く旱魃を原因とした水源水位の低下によって流量が減少し、これまで以上に流量増加を目的とした漏水防止などの改修工事や、母井戸の上流への延長工事が必要となっている。これらの工事は長い工期と莫大な費用を必要とすることから、水利権保有者の負担は通常非常に大きい。流量が減少したハッターラの利用農村においては、農作物生産高の減少が収入減につながっているにもかかわらず、工事価格は年々上昇しているため、さらなる費用負担を招いている。水利権保有者は出稼ぎにより農業外収入を得ることで農業収入の減少を補うことを余儀なくされており、これが農村からの労働人口流出の原因となり、維持管理作業における人夫不足を引き起こしている例も見られる。こうした負の連鎖によって、ハッターラの改修・延長工事における役務提供および費用負担は、主に費用負担において非常に困難となっており、従来の伝統的水利権者組織では技術不足・費用不足からこれらの問題に対応しきれなくなっているのが現状である。

そこで水利権保有者はその活路を、自国政府や外国政府、国際援助団体などの外部組織による介入、つまり外部組織へ経済的・技術的支援を依頼すること、に見出だし始めた。しかしながら、ハッターラの伝統的水利権者組織は、慣習法に基づき水利権保有者によって自発的に形成されてきた組織であるため、事実上ハッターラの管理運営を実施している組織であるにもかかわらず、近代法に基づいて政府登録された組織ではないことから、法的地位が得られておらず、外部組織に支援を要請する際に受益者組織の窓口として認められない。

そのため近年、伝統的水利権者組織は外部

組織へ支援を依頼することを目的として、近代法である協会法²⁾に基づいて協会(jama' iya、ローカルNGO)を設立し、これを受益者組織の窓口とする傾向にある。つまりハッターラをめぐって、伝統的水利権者組織と協会という2つの農民組織が存在していることになる。

本稿ではハッターラ集中地域であるタフィラルト地方南西部、ジョルフ周辺地域(フェズナ村、ジョルフ町、A.S.グリス村の3市町村14地区³⁾)のハッターラに関連した協会を事例として取り上げ、新しいハッターラ組織である協会の役割や現況を明らかにし、さらには伝統的水利権者組織との関係から分類・分析し、ハッターラをめぐる農民組織の変化と将来の展望を社会的側面から探る。筆者は2004年5-7月ならびに9-10月の計4ヵ月にわたり、タフィラルト地方に滞在し臨地調査を行った。その間、協会事務局員および関連諸機関職員を対象とした面接聞き取り調査を実施し、情報を収集した。本稿は主に上記の現地調査結果を用いているが、必要に応じ、協会設立書類等の公的書類による情報をも使用した。

図1 タフィラルト地方(筆者作図)



1. 協会

前述のように、ハッターラには伝統的水利

権者組織と協会という2つの農民組織が存在するが、その役割分担はどのように行われているのだろうか。以下、ジョルフ地域の協会の設立状況と、協会と既存の伝統的水利権者組織の役割の違いについて述べる。

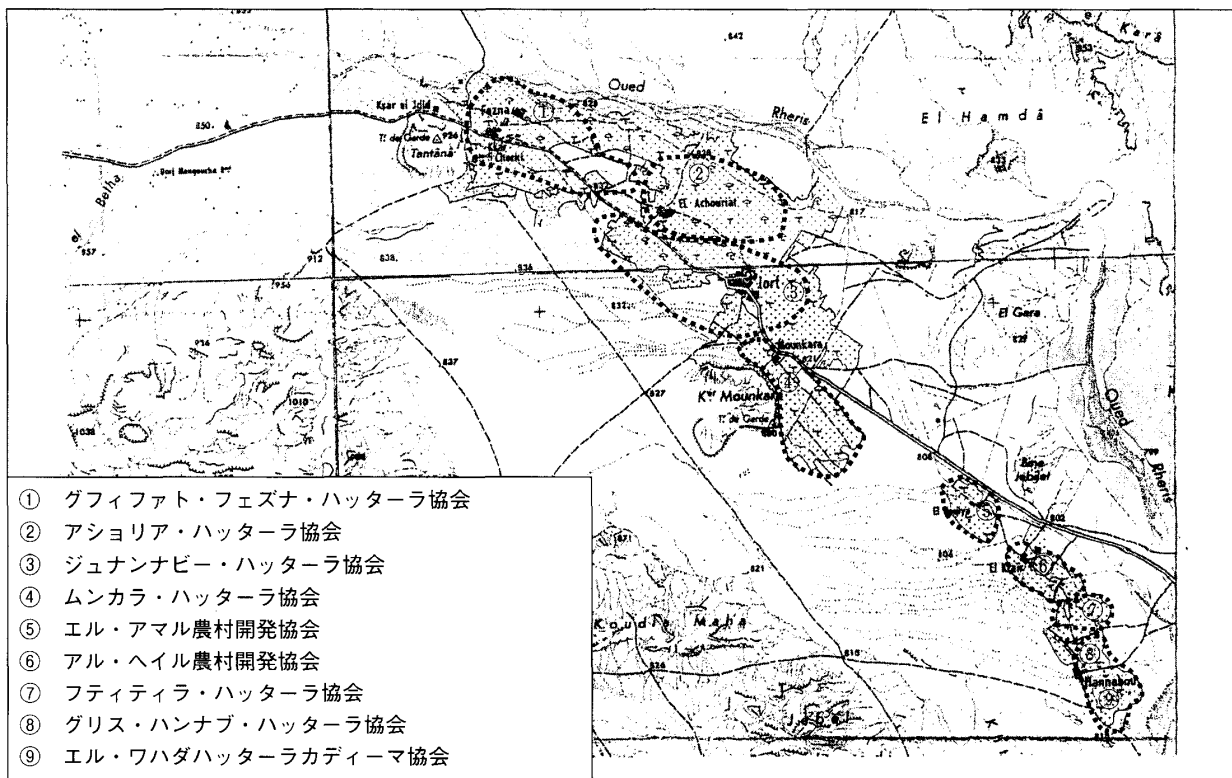
1-1 協会の設立状況

近年、モロッコ政府は農業・農村開発政策の中で、開発への住民の「参加」の原則を掲げ、住民組織やNGOの重要性を強調し、行政機関や民間企業と連携するための能力強化の必要性を重視している。これを受けて2000年以降、タフィラルト地方農業開発公社（Office Régional de la Mise en Valeur Agricole/Tafilalet、略称ORMVA/TF）は、法的地位を有しないハッターラの伝統的水利権者組織を近代法に則って設立・登録し、1)外部組織への経済的・技術的支援の要請、および2)地域内のハッターラ間での情報交換や共同作業の実施など、ハッターラ間の連携を推進してきた〔農業・

農村開発省 1999〕。

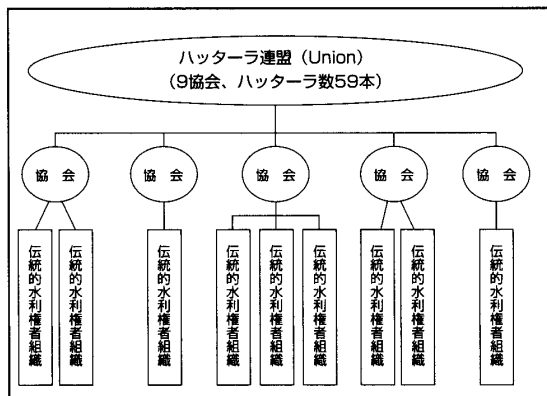
タフィラルト地方全体に存在する570本のうち、その約1割を占める59本のハッターラが分布し、そのうち15本が現在でも集落に水を供給していることから、2001年以降、ジョルフ周辺地域でもORMVA/TFを中心に、ハッターラの伝統的水利権者組織を対象とした多くのセミナーが開催され、協会設立の重要性が啓蒙された。その結果、当該域内には新しく8協会が設立され、啓蒙活動の開始以前に既に設立されていた1協会と合わせるとその数は9協会となり、この地域に存在する59本、全てのハッターラがいずれかの協会の活動対象となっている（図2参照）。協会内においては各ハッターラの伝統的水利権者組織の地位には上下がなく、各ハッターラの水利権者集団である伝統的水利権者組織がそのまま、いずれかの協会に属したことになる。さらに図3に示したように、これらの9協会すべてを成員とするハッターラ連盟（2001年設立）が、

図2 協会活動範囲図（筆者作図）



設立されている。ハッターラ連盟の設立目的は、沙漠化対策、ポンプ揚水施設に対する反対運動、水源涵養施設の建設といった、地域内のハッターラ間に共通の問題への取り組みや、慣習法による協会間の問題の仲裁、協会間の共同体意識の構築、意見調整、および外部組織との連絡の窓口となることである。また、ハッターラ連盟を設立することによって1組織としての成員数（受益者数）を増やし、より影響力のある「集団交渉権」を得ることをも目的としている（図3参照）。ハッターラ連盟の事務局員は各協会の事務局員から協会間および地域的平等性をもって選出されている。

図3 伝統的水利権者組織（ハッターラ）と協会 概念図（筆者作図）



1-2 2組織の役割と活動内容

協会の設立によって、ハッターラをめぐる農民組織は伝統的水利権者組織に加え2組織となったが、その役割分担は明確である。伝統的水利権者組織は、ハッターラの水利権保有者から構成され、維持管理作業や配水などハッターラの利用に関する管理運営全般を、慣習法に則った自主的管理システムによって実施する組織である。これに対し協会は、伝統的水利権者組織のみでは実施困難な、ハッターラの改修事業などへの支援要請を外部組織に対して行い、さらに支援事業の実施にあたり管理業務を担うなど、援助供与側と受益者である伝統的水利権者組織（ハッターラ）の間に立つ仲介者としての役割を果たすことを目的とした、法的地位を持った組織である。2組織は互いに独立しており、協会の活動時のみ連携する。協会が、従来実施されてきた維持管理作業や配水慣行、さらには代表者の選出といった伝統的水利権者組織の活動に介入することはない。次に活動状況から協会の分類を試みる。

表1 ハッターラ関連協会概況

No.	協会名称	種類	設立年	活動範囲	ハッターラ数 ^{*1}	支援計画 ^{*2}	
						要請	実施
①	グフィファト・フェズナ	ハッターラ協会	2001	フェズナ村	10 (0)	-	-
②	アショリア	ハッターラ協会	2001	アショリア地区 (フェズナ村)	5 (0)		
③	ジュナン ナビー	ハッターラ協会	2001	ジョルフ町	24 (3)	○	○
④	ムンカラ	ハッターラ協会	2001	ムンカラ地区 (ジョルフ町)	4 (4)	○	○
⑤	エル・アマル	農村開発協会	2000	エル・ブーヤ地区 (A.S. グリス村)	4 (2)	○	○
⑥	アル・ヘイル	農村開発協会	2001	エル・クレール地区 (A.S. グリス村)	2 (2)	○	○
⑦	フティティラ	ハッターラ協会	2001	ハンナブ地区 (A.S. グリス村)	1 (1)	○	○
⑧	グリス・ ハンナブ	ハッターラ協会	2001	ハンナブ地区 (A.S. グリス村)	8 (6)	○	○
⑨	エル・ワハダ ハッターラカディーマ	ハッターラ協会	2001	ハンナブ地区 (A.S. グリス村)	1 (1)	○	-

*1 () 内の数字は2003年現在流量があるハッターラの数を示す

*2 外部組織にはハッターラ改修支援事業を実施する政府関連組織、国際協力組織およびNGOなどが含まれる
(出所) 協会設立書類および現地調査により筆者作成

2. 協会の分類と活動状況

表1は当該域内の協会の概況を示したものである。ここでは協会を1)設立契機、2)活動形態、3)流量の有無、4)活動範囲、の4観点から分類し、協会の活動状況の特徴をとらえ、分析することを目的とする。

2-1 設立契機による分類

現存するジョルフ周辺地域の59本のハッターラを会員とする9協会を、設立契機から分類すると、地域住民によって自発的に、地区の総合開発という共通の目的を持って設立されたエル・ブーヤ地区のエル・アマル協会と、行政機関であるORMVA/TFという外部者の働きかけによりながらもその設立は住民の自主的な動機に任された、つまり外発的契機と自発的契機が混じり合っって設立された農民組織である残りの8協会とに分類できる。後者は、援助のための住民組織化において、行政がその理想像を構想した組織であり、この理想像に既存組織である伝統的水利権者組織を活用しようとした形と言える。

一方、エル・アマル協会は情報・必要といった外部からの刺激が、自発的な組織化を促した例であり、純粹に住民から派生した設立意志によって設立された。この協会の場合、洪水被害によって地区に存在する2本のハッターラが両方とも被害を受けた際に、若者が中心となって無償で修復作業を実施したことが設立契機となった。修復作業を実施しているうちに共同意識が芽生え、協会の必要性を認識し、地区の総合開発・発展を目的とした協会の設立を決意するに至ったのである。住民間にこうした「コミュニティ意識」が芽生え、住民が主体的に地域社会の問題の解決や、総合発展を望んで活動することの重要性を認

識することこそが協会活動の原動力である。コミュニティ意識に支えられたエル・アマル協会の活動は非常に活発である。

これに対し、外部者の働きかけが設立契機となって設立された他の協会は、組織化の契機が外発的であることから、一般的に脆弱であるといえ、協会の活動に不可欠な強力なリーダーシップも不足している。さらにハッターラ協会の中には設立以前より支援事業の実施が決定しており、その窓口として設立された協会もあり、この場合援助への依存体質が非常に根強い。また、保証された支援事業はないが、設立が進められた協会の場合には、協会の設立による明確な便益が見込めないことから、会員による積極的な活動は行われにくい。外部者と協会の間には協会設立の「理想と現実」のイメージのずれが存在しており、外部者が働きかけて設立した協会は、自発的に設立された協会と比較すると活動意欲が高まらないという特徴を持っている。

2-2 活動形態による分類

次に、協会をその活動形態から分類すると2種に分類できる。第1にハッターラを会員としてハッターラに関する事項のみを活動内容としている、つまりハッターラに活動対象を特化したハッターラ協会（域内全体に分布するハッターラの大多数を占める53本のハッターラを会員として7協会）、第2に、居住地域全体の総合開発を目的とする中で、活動内容のひとつにハッターラに対する支援計画の要請を挙げている農村開発協会（残り6本のハッターラを対象として2協会）である。登録された活動形態以外には法律上両者には差違はなく、いずれも近代法である協会法に則って設立、政府登録されていることから法的地位を持った組織であると認識されており、

ハッターラの改修事業支援を外部組織に要請する際、受益者組織の窓口としての役割を担うことができ、法的には同位の組織である。

しかしながらハッターラ協会と農村開発協会は、ハッターラ改修事業支援の要請という同じ目的を持って設立された協会でありながら、前者は活動が停滞し、後者は活動が活発に行われるなど、その活動現状に違いが見られる。以下、形態上の分類を基に、活動状況の比較を試みる。

2-2-1 ハッターラ協会

支援事業の要請と実施の有無という観点から協会の活動状況をみると（表1）、要請を実施していない協会はフェズナ村の2協会に留まっている。それ以外の5協会は外部組織に対して支援要請を実施してはいるものの、各協会がハッターラ毎に1-2回要請書を提出しているに過ぎない。さらに支援事業の実施数は支援要請数よりも少なく、活動が活発に行われているとは言えない状況にある。しかしながら、協会の活動の活発度は必ずしも支援案件の実施の有無およびその数で判断することはできない。これは、支援事業が必ずしも協会から支援要請を受けて実施されるものではなく、援助供与側が要請の有無にかかわらず支援対象ハッターラを決定する例があることによる。この種の実績は、協会が活動の結果自ら獲得した支援事業ではなく、協会にとっては「棚からぼたもち」的な実績であることから、活動の活発度を示す判断材料とすることはできないのである。それに引き替え、支援要請は協会が自主性を持って行うものであることから、その実績の有無は、活動の活発度を計る指針とすることが可能であり、支援計画の要請実績のない協会は、活動が活発でないと判断することができる。

また、ハッターラ協会の活動内容にはハッターラ改修事業への支援要請のみならず、ハッターラに共通した問題の協議が含まれている。しかしながら現状ではハッターラ改修事業への支援要請以外に活動を行っていない協会が大半で、定期的な集会の開催など、日常的な活動はほとんど行われておらず、個々のハッターラの利害を超えた協会活動を行うには至っていない。

このようにハッターラ協会の活動は改修事業への支援要請偏重の傾向にあり、さらにその要請実績でさえ前述のように非常に少ない。活発な活動を阻害する要因として、支援事業情報の不足、法律に則った組織運営の技術が未熟であること、事業の実施能力が低いこと、そして資金難などが挙げられるが、より大きな要因は、ハッターラ協会の設立契機が外発的なものであったため、活動意欲が高まりにくく、強力なリーダーシップをとる事務局員が不在であることにある。

また元来、支援計画は援助供与側が主体となって実施されることが多かったことから、農民間に支援は獲得するものではなく、与えられるものであるとの発想が未だ根強く残っていることも要因のひとつと言えよう。

ハッターラ協会と同様の設立契機を持つハッターラ連盟も、活発な活動は見られず、設立以来数回集会を開いたきりである。また、支援要請実績もなく、設立目的に見合うような活動は何も行われていないのが現状である。

2-2-2 農村開発協会

ハッターラ協会に対し、農村開発協会が活動対象のひとつとしてハッターラを掲げている場合には、活動範囲が居住地区内に限られることから、その活動は元来住民が持っている共同体意識に支えられており、ハッターラ

間での連帯感や共有の意識も高く、活動意欲が高いといった特徴がある。そのため比較的合意形成が容易であるなど、協会の活動に際し阻害要因は少ないといえる。エル・アマル協会とアル・ヘイル協会は、設立契機は異なるとはいえ、ハッターラ協会と比較するとその活動は非常に活発である。活動状況を支援事業の要請・実施実績からみると、ハッターラのみならず、地域の総合開発を活動目的としていることから、多様な支援案件を要請することができ、実施された支援事業も多い。さらにその支援要請および実施実績をハッターラに限っても、ハッターラ協会と比較するとその実績は多い。また、支援事業の要請・実施のみならず、定例集会の開催や会員から

写真1 植林事業



(エル・アマル協会実施) (2004年10月、筆者撮影)

写真2 ハッターラ改修事業



(アル・ヘイル協会実施) (2004年6月、筆者撮影)

の会費の徴収といった日常的な協会活動も実施されている。

2-3 流量の有無による分類

次に協会をハッターラの流量の有無と協会の活動状況から分類してみたい。既に述べたように、協会の活動を支援の要請実績と実施実績の2点から見ると、ハッターラがすべて枯渇しているフェズナ村のグフィファト協会とアショリア協会の2協会には、支援事業の要請も実施実績もないことがわかる。これはハッターラの流量の有無が、協会の活動を左右する最大要因であることを示している。フェズナ村に位置するハッターラは協会の設立以前に全て枯渇しているが、行政に協会の設立を要請されたことおよび近隣のジョルフ村およびA.S.グリス村においてハッターラ協会の設立が進んでいたことから、2ハッターラ協会が設立された。その設立目的は流量のあるハッターラ同様に改修工事の支援要請、そしてハッターラの水涵養堰の建設である。この地域ではハッターラの水は10年、20年といった一定のサイクルを持って戻ってくるものと信じられており、現在流量の無いハッターラであっても、今後水が戻ってくる可能性があると考えられ、伝統的水利権者組織が存続している。他の協会が、流量のあるハッターラ同様に枯渇したハッターラをも活動対象に含んでいるのも同じ理由からである。しかしながら、現実として流量がないために輪番給水が行われていないのは言うまでもなく、維持管理作業なども実施されておらず、伝統的水利権者組織の活動は停止されている。そのため、水利権保有者からハッターラの枯渇を理由に必要な経費負担を拒否され、協会の設立には困難がともなった。そのうえ外部組織の支援対象となるハッターラには流量があるこ

とが原則であり、現状で流量のないハッターラが支援対象となる可能性は皆無か、非常に低い。そのためこれらの2協会は、設立はしたものの事務局の活動意欲は低く、水利権保有者の賛同を得ることも非常に困難であることから、活動は休止状態にあると言え、設立は形だけのものに過ぎないに等しい。このように、流量のないハッターラ協会は、ハッターラに現時点で流量がないことによる活動意欲の欠如、資金難、および管理運営面における技術不足といった問題を抱えている。

また、流量の有無は協会の設立時にも、各協会の活動範囲を分割する重要な要因となった。設立の啓蒙当初は、ジョルフ地域全体の全ハッターラを対象として、1協会の設立が行政によって検討されていた。しかしながら住民がこれに反対したため、市町村毎に協会を設立することとしたが、それでも住民の賛同を得ることはできなかった。住民に活動範囲の決定を委ねた結果、現在の8協会が設立されることとなったのである。A.S.グリス村のように流量があるハッターラを抱えている地域ほど対象範囲が細分化し、多くの協会が設立された。これに対し、ハッターラに流量のない協会は行政単位による協会の活動範囲の決定どおりに協会が設立されている。このように流量の有無は活動状況だけでなく、協会の設立時にもその活動範囲を決定する大きな要因となったのである。

2-4 活動範囲と受益単位による分類

協会の会員である伝統的水利権者組織にとって、その受益単位はハッターラである。協会の活動を活動範囲の違いから見ると、3形態に分類できる(表2参照)。第1類型は1本のハッターラのみを活動対象とする協会、第2類型はハッターラの数に複数であるものの、活動範囲が1地区内に限られる協会、第3類型は複数のハッターラが会員となり、さらに活動範囲も複数地区に及んでいる協会である。さらにこれを活動範囲のみならず受益単位との一致という観点から整理すると、第1類型は言うまでもなく活動範囲と受益単位が一致するが、第2類型は2つに分類される。1地区内に複数のハッターラが存在する場合に、その水利権保有者が同じであれば(つまり各水利権保有者が地区内に存在するすべてのハッターラに水利権を保有する場合)活動範囲と受益単位が一致することとなり、水利権保有者が各ハッターラによって異なれば一致しない。これはハッターラ自体は独立した建設物であっても、水利権保有者が同じであることによって、水利権保有者にとっての受益単位が地区レベルにまで引き上げられることによる。第3の類型は活動範囲と受益単位が一致することはない。

協会の活動が活発に実施されるためには、受益単位であるハッターラとの活動範囲の一致が不可欠である。第3の類型のように、協

表2 協会の活動範囲と受益単位による分類 (現地調査により筆者作成)

類型	活動範囲	活動範囲と受益単位	協会名
第1類型	1本のハッターラ	一致する	フティティラ協会 エル・ワハダ ハッターラカディーマ協会
第2類型	1地区 (ハッターラは複数)	一致する (A)	エル・アマル協会、アル・ヘイル協会
		一致しない (B)	アショリア協会、ムンカラ協会 グリス・ハンナブ協会
第3類型	複数地区 (ハッターラは複数)	一致しない	グフィファト協会、ジュナン・ナビー協会

会の活動範囲が受益単位を超えている場合には、その活動および管理運営により一層の困難がともない、活発な活動は実施されにくい。これは水利権保有者にとって協会が受益単位という独立した組織を束ねている存在に過ぎず、所属意識が薄いことによる。協会の成員であるハッターラを構成しているのは、伝統的水利権者組織であり、彼らにとっての受益単位は、ハッターラである。さらに広い受益単位の境界となるのは地区であり、地域、地方、と空間と距離の広がりとともに、受益単位の組織としての共同体認識は薄れていく。

現在のところ、水利権保有者の受益単位としての認識は、広くても地区レベルに留まっており、地区の領域が「内部」と「外部」を分ける境界線となっている。境界線内の「内部」の領域は共通の問題意識、および共同の便益や損失を持ち、そして責任を負う範囲であり、言い換えれば、享受した便益を成員が自分の便益であると認識できる範囲であると言える。つまり活動が活発な協会と言えども、この範囲内での事業支援を期待しているだけで、その範囲を超える協会あるいはハッターラ連盟レベルでの発展に向かおうとする活動意欲はまだ持ちえていないのである。

以上、設立契機、活動形態、流量の有無、

活動範囲と受益単位の一致という4観点から協会を分類し、その活動状況の特徴を述べた。分類結果から分析すると、活動が活発である協会が備えている要素は、1)自発的に行われた協会の設立、2)農村開発協会の形態、3)現在ハッターラに流量があること、および4)活動範囲と受益単位の一致、であることが明らかになった。次に、協会を伝統的水利権者組織との関連から考察してみたい。

3. 協会と伝統的水利権者組織

表3は設立時における協会の事務局員の数と伝統的水利権者組織における地位を、協会ごとに示したものである。事務局員は協会の活動範囲内に居住し、農業になんらかの形で関連していることが選出基準とされ、全員がその多寡はあれ、ハッターラの水利権を保有している。事務局員の数は協会によって異なるが、いずれの場合もその選出は水利権保有者によって行われ、事務局員総数は99名となっている。そのうち伝統的水利権者組織において長あるいは水利権者集団の代表者の地位を持つ者は63%を占める66人であり、残りの事務局員は地位を持たない水利権保有者が選出されている。しかしながら、流量のない2協会の事務局員をこれに含まない場合、伝統的水利権者組織に地位を持つ者の割合は、

表3 事務局員の伝統的水利権者組織における地位と職業（設立時）

No	協会名称	事務局員数	伝統的水利権者組織内の地位			職業				
			長	代表者	水利権保有者	農業	畜産業	職人	商業	教師
①	グフィファト・フェズナ	9	1	-	8	9	-	-	-	-
②	アショリア	7	2	1	4	5	-	1	1	-
③	ジュナン ナビー	21	10	10	1	15	-	5	-	1
④	ムンカラ	13	4	7	2	13	-	-	-	-
⑤	エル・アマル	13	2	4	7	9	-	2	2	-
⑥	アル・ヘイル	9	2	6	1	9	-	-	-	-
⑦	フティティラ	9	1	4	4	7	-	-	2	-
⑧	グリス・ハンナブ	9	5	2	2	9	-	-	-	-
⑨	エル・ワハダ ハッターラカディーマ	9	1	4	4	7	1	1	-	-
	計	99	28	38	33	83	1	9	5	1

(出所) 協会設立書類および現地調査により筆者作成

事務局員の75%を占め、地位を持たない者は25%を占めるに過ぎない。これは事務局員選出の際、協会の活動形態にかかわらず、水利権保有者が伝統的水利権者組織との結びつきを重要視したことによる。また事務局員の構成を職業からみると、農業に従事する事務局員は83人であり、全体の約84%を占めている。これらは、水利権保有者が事務局員の選出を行う際、「ハッターラおよび農業との関連」を重要な選出基準としたことの裏付けとなっている。

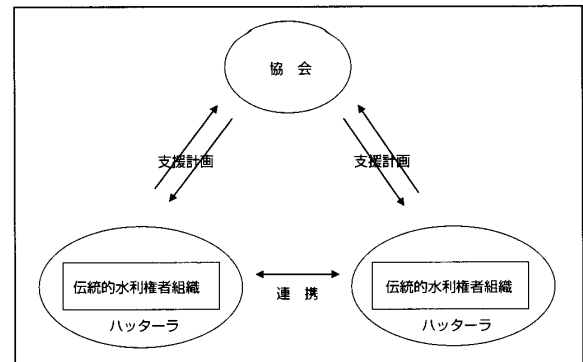
1本のハッターラをめぐる伝統的水利権者組織と協会の関係は、受益単位としての伝統的水利権者組織との一致から2つに分類できる。第1に「連合型」、第2に「強化型」である。

3-1 連合型

「連合型」は協会の活動範囲が受益単位（ハッターラ）の範囲を超える協会に見られる。つまり、表2協会の活動範囲と受益単位による分類による第2類型（B）と第3類型の協会がこれに当てはまる。この類型の協会はハッターラの集合体であると言え、協会組織と伝統的水利権者組織の関係は、支援計画実施時に連携するのみとなっている（図4）。事務局員には各ハッターラがその代表者として、伝統的水利権者組織内に地位を有する人物を送り込む傾向にある。これは支援事業がハッターラに入る際、援助供与側と受益者側であるハッターラの間に仲介者的な役割を果たす協会という存在に対し、協会長あるいは事務局員が自分の出身地区、あるいは水利権を保有するハッターラに有利になるように支援をとりつけるのではないかと、といった不信感が生じることや、ハッターラを代表する人物を協会に送るのであるから、ハッターラ事情をよく分かっている人物を選出することが望ま

しいと考えられていることによる。しかしながらこれらの選出条件は、水のないハッターラ協会には当てはまらない。

図4 伝統的水利権者組織と協会（連合型）（筆者作図）



3-2 強化型

「強化型」は図5で示したような、伝統的水利権者組織が組織制度と管理体系はそのままに、協会の中に取り込まれている形態である。言い換えれば、従来の伝統的水利権者組織が協会としての法的地位を新しく獲得した形態であり、受益単位と協会の活動範囲が一致することが特徴である。また協会設立前と比較すると、ハッターラの長という地位よりも、協会の会長という地位で申請に行った方が印象が良いことから、外部組織に対する支援要請が行いやすくなったという。この形態は表2協会の活動範囲と受益単位による分類による第1類型と第2類型（A）の協会に当てはまる。

第2類型（A）のアル・ヘイル協会には、協会の設立によって住民にとっての受益単位の認識が、ハッターラから地区へと変化した経緯がある。アル・ヘイル協会は農村開発協会の形態をとっているものの、設立時に中心となったのは地区にある2本のハッターラの伝統的水利権者組織であり、そのため、会長と副会長は各ハッターラの長が担っている。その他の事務局員は各ハッターラの水利権保有者の代表者を優先して選出したことから、協会の事務局員と伝統的水利権者組織の

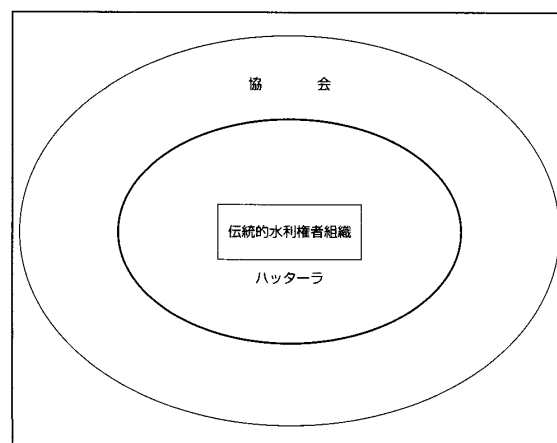
代表はほぼ一致する。協会の設立以前は、地区に支援事業が持ち込まれると、2本のハッターラのうちどちらを対象とするかで争いになるなど、同じ地区の中にありながら、個人主義ならぬ、「個ハッターラ主義」が常であった。しかしながら、協会設立後の現在は、協会が両ハッターラの水利権保有者の要望に基づいて支援要請の内容を決定し、可能であれば支援事業を2本のハッターラで分け合うなど、平等性に基づいた支援事業の要請が実施されている。こうした活動により、水利権保有者のハッターラへの認識は、ハッターラ単位から「エル・クレール地区のハッターラ」へ、つまり受益単位がハッターラから地区へと変化した。そのためハッターラの改修支援事業の要請のみならず、維持管理作業など、従来ハッターラごとに実施されてきた活動に関しても、両ハッターラに共通の作業においては、共同で作業が実施されることも以前より多くなった。さらに、現在ではハッターラのみならず、各戸給水事業の要請を行うなど、地区全体の農村開発を担うべく、その活動は広がりとつある。

協会の設立とその活動が、住民の連帯感を強め、本来別々の「機能別目的集団」であった2本のハッターラの伝統的水利権者組織を、地区というひとつの単位へと発展させ、さらには地区の総合発展を実現する。協会の設立と支援事業実績が起爆剤となって、自発的な農村開発へとつながった例である。

4. 問題点と今後の課題

前述のように、活動が活発に行われている協会が備えている要素は、1) 設立が自発的であり、2) 農村開発協会の活動形態を持ち、3) 活動を行うに十分な流量がハッターラにあり、

図5 伝統的水利権者組織と協会（強化型）（筆者作図）



4) 活動範囲と受益単位が一致していること、であることが明らかになった。活発な活動を実施するためには、上記の要素に、強力なリーダーシップの必要性や成員ハッターラ間の共同体意識の構築、資金や情報の確保、管理運営技術の向上などをその重要要素として加えることができる。また、外部組織からの便益（支援事業）の有無が非常に重要である。支援事業の実施は、成員に協会設立の意義を認識させることができ、事務局員の活動意欲もあがり、その後の活動が活発になるという、起爆剤の役割を果たすこともある。しかしながら支援事業の実施は、方法を間違えると協会の活動に悪影響を及ぼすことにもなりうる。

ハッターラの改修事業に対する支援は支援を求めるハッターラの数に対して不足し、十分な支援事業は実施されていないのが現状である。そのため、協会間あるいは協会内部での支援事業の配分の不平等から、利害対立を誘発しやすい。これを防止するためには支援事業規模の拡大とともに、協会にとって公正な配分規則によって、事業配分することが望ましい。

また現在のところ、支援事業の不足に加えて、協会が支援対象となるハッターラを選択する権限を有することが少ない。本来、支援事業はまず協会へと告知され、協会が成員の

中から支援ハッターラを選択するという段階を踏むことになっているが、実際は対象ハッターラを決定するプロセスで、ハッターラ間での調整役という役割を果たすべき協会への打診は行われず、外部組織が独断で対象ハッターラを決定することが多く見られる。この場合、協会は改修事業の窓口としての役割は果たしているものの、対象ハッターラを選択する権限を委ねられなかったことから、協会内のハッターラ間の横の連携、つまり話し合いによって支援対象となるハッターラを選択する、という協会の重要な役割は果たすことができない。そのため協会の存在意義自体が揺らいでしまい、これでは協会に入会している意味がないとの失望感や、事務局員が特定のハッターラに便宜を図ったのではないかと、この疑念が協会全体に広がってしまうという問題がある。また、こうした形でハッターラが選択される場合には、条件の良いハッターラが支援対象として優先される傾向にあることから、不公平感が生じている。

協会はさまざまな問題を抱えており、資金難、事業実施能力や運営技術レベルの低さなど事務レベルの問題は共通の問題となっている。なかでも協会設立の主な目的が支援事業の要請・実施にあることから、支援事業に関する問題と抱える課題は非常に重要であり、早急な対策を必要としている。

5. 将来の展望と農民組織

在来技術であるハッターラは、古くから住民による自主的な管理組織からなる、維持管理システムを確立してきた。慣習法に則り、人々は水利権という権利と、維持管理作業への役務提供と費用負担、という義務関係の下、ハッターラに関するさまざまな問題に取り組んできた。共同施設としてのハッター

ラは、水利権という「権利」によって利用者である水利権保有者を消費者として甘やかすことなく、「権利」を与えると同時に維持管理作業への参加を「義務」づけることによって水利権保有者を管理者ならしめ、これにより共同所有の意識と連帯感を水利権保有者間に浸透させることができたのである。これはハッターラが共同施設としての社会的側面を持つがゆえに構築できた管理システムであった。こうした共同所有の意識と連帯感は受益単位であるハッターラあるいは地区ごとに構築されている。公共資源であるハッターラの伝統的水利権者組織は既存の住民組織であることから、水利権者の主体性と維持管理作業の持続性が期待できる。今後、水源涵養施設の建設や拡大する深井戸の掘削に対する抗議行動の実施など、地域全体の開発を考えていくうえで、水利権保有者の持つ受益単位の認識をハッターラから地区へ、そして地域へと引き上げ、地域全体を1つの受益単位として認識すること、および外部組織から認識されることが必要である。しかしながら、深井戸利用の拡大や、旱魃により流量が減少し、置かれている状況が厳しくなりつつあることから、慣習法を破り自分だけ生き残ろうとする個人主義、そして「個ハッターラ主義」が台頭し、ハッターラを支えてきた共同所有の意識や連帯感は崩れ去りつつある。

伝統的水利権者組織はハッターラの建設時から長年続けられてきた管理体制であり、慣習法に則られている。それゆえ、その管理体制はハッターラを取り巻く社会状況や自然状況に即したものであり、その変化とともに進化してきたものであるといえ、これまでの経験と実績から、住民の信用も厚く統率力を持った組織である。ハッターラの伝統的水利権者組織の制度面の強化として、協会登録を

することで、法的地位が伝統的水利権者組織に与えられ、これまでの事業実施能力等を維持しながら法的地位をも併せ持つ。あるいは、協会組織の中に伝統的水利権者組織を組み込むことで、同様の組織強化が期待できる。こうした形で実現される協会組織は、伝統的水利権者組織の進化形とも言うべきものであり、今後自然とこの傾向に移り変わっていくのではないだろうか。

また、さらにハッターラの存続のためには、協会、伝統的水利権者組織、行政を含む外部組織、の3者がそれぞれの役割を認識したうえで連携・協調し、3者間に良好な関係を構築することが重要である。前述のように、この3者間に連携が図られていない場合、協会の存在意義自体が揺らいでしまうような、深刻な事態を引き起こすこともある。協会は本来、自発的な組織であるがゆえに、成員の加入および活動参加への強制力を持たない。それゆえ、成員の活動意欲が協会の活動に与える影響は非常に大きい。協会の設立および組織強化を促す最大の要因は、住民に設立あるいは加入を希望・実現させるだけの魅力あるいは利点、つまり伝統的水利権者組織では実現が難しい、外部組織による支援事業を取り付ける手腕と実施能力を、協会が有することである。また活動内容としては支援事業の受け入れ組織に留まるのではなく、活動資金や情報を入手し、その活動を日常的なものにまで広げることが重要である。さらに活動範囲を各協会が単独で活動している状況から、地域全体へと拡大し、地域レベルでの包括的水資源管理を実現することが望ましい。

協会は解決すべき問題点と克服すべき課題を多く抱えているが、問題の解決と課題の克服は、協会の自助努力のみならず、伝統的水利権者組織および外部組織による連携・協

力の下に成立する良い環境の中で可能となる。協会、伝統的水利権者組織、外部組織の3者がそれぞれの長所を生かして、役割義務を果たし、それぞれの短所を他の組織が補い合うことで構築されるハッターラの総合管理システムとも言うべき新形態は、ハッターラの将来に大きな影響力を持っている。

おわりに

以上、ジョルフ周辺地域のハッターラ関連協会について、1. 設立状況や役割と活動内容、2. 協会の分類と活動状況、3. 協会と伝統的水利権者組織の関係、4. 問題点と今後の課題、5. 将来の展望と農民組織、と順に述べた。ハッターラは近年、老朽化や洗濯場における洗濯洗剤の利用や家庭排水の流入による水質汚染、流量の減少、および代替施設としての深井戸利用の拡大など、さまざまな問題に直面している。これらの問題に対しては改修工事の実施といった技術面での支援を実施すべきであるのは言うまでもないが、改修計画と併せて、社会組織の実施能力の強化などを社会面での支援として検討していくことが非常に重要である。

本稿を執筆するにあたり実施した現地調査は、国際連合大学のプログラム「Integrating Land Management in Dry Areas (Traditional Management in Dry Areas)」より、「Khattara and Organization of Water Users」として奨学金を受け実現したものである。ここに記し、小堀巖先生ならびに関係各位に謝意を表します。

脚注

1) ハッターラはイラン高原が発祥の地であるといわれているカナートと同様の技術であ

る。西はスペインから東は新疆ウイグル自治区まで広範囲にわたって分布しており、各地でその名称は異なる。

2) 第1-58-376号、1958年11月15日に制定。1973年および2003年に一部改正済。

3) 行政上の最小単位である地区 (douarあるいはksar) が集落である。

参考文献

農業・農村開発省 1999『2020 Rural Development Strategy』

大島圭子 2001「モロッコの伝統的地下水路ハッターラ利用と農民組織-タフィラルト地方ティズガギーン地区の事例から-」『大東アジア学論集』第2号pp.27-42

佐藤寛編 2004『援助と住民組織化』アジア経済研究所